京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 91号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第6号ア中「宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項若しくは第30条第1項」に改め、「書面」の右に「(崖の地表面に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第14条第1号(同令第30条第1項において準用する場合を含む。)の規定により崖面崩壊防止施設(同令第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。)が設置されている場合にあっては、その位置を明示した図書を含む。)」を加え、同号エ中「宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項第1号イ」に改める。

- 第6条中「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。
- 第23条中「建築主事」の右に「若しくは建築副主事」を加える。
- 第24条及び第26条中「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。
- 第32条中「建築主事」の右に「若しくは建築副主事」を加える。
- 第13号様式注以外の部分及び第13号様式の2注以外の部分中「建築主事」を削る。 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年6月6日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)